

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 結核予防法施行細則の一部改正
- ◇告示 昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号（解の指定について）の一部改正
- 計量器定期検査の実施
- 学校法人の寄附行為の認可
- 建設業者の登録
- ◇公安告示 風俗営業等取締法の規定による聴聞会の開催
- ◇雑報 食糧事務所出張所の位置変更

## 規則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十七号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則（昭和二十八年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十七号を次のように改める。

00623

昭和36年4月28日 金曜日 農 政 展 公 報 第3219号 2

患者 票 号		鳥 取 県 第 保 健 所 号	
患 者 票 記 号	患 者 氏 名	生 年 月 日	男 女
交 付 保 健 所	住 所	昭 和 大 正 明 治	
種 類	一 般 患 者	従 業 禁 止 患 者	命 令 入 所 患 者
被 保 險 者 等 の 別	健 保 ( 本 人 , 家 族 ) 共 済 ( 本 人 国 保 , 生 保 , 災 災 )	船 保 ( 本 人 , 家 族 ) 日 雇 ( 本 人 , 家 族 )	無
指 定 医 療 機 関 ( 病 院 , 診 療 所 )	名 称 及 び 地 名 称 在 地	昭 和 年 年 月 月 日 日	
交 付 年 月 日	自 至	昭 和 年 年 月 月 日 日	
有 効 期 間	自 至	昭 和 年 年 月 月 日 日	
3.5 条 の 命 令 の 期 間 禁 止 又 は 命 令 の 期 間	自 至	昭 和 年 年 月 月 日 日	
病 名	化 学 療 法 の 方 法	1. ストマイシン, ヒドラジド, パスの3者併用法 2. カナマイシン, ヒドラジド, パスの3者併用法 3. ストマイシン, ヒドラジド, パスのいずれかによる2者併用法 4. 2者併用法 5. カナマイシンとパス又はヒドラジドの2者併用法 6. ヒドラジドとヒドラジドの2者併用法 7. パイオロセリンとヒドラジドの2者併用法 8. パイオロセリンとヒドラジドの2者併用法 9. 単独療法	左, 右, 両 左, 右, 両
	化 学 療 法 の 使 用 医 薬 品 の 種 類 及 び 量	ストマイ 9 パロジチン 9 カナマイチン 9 パイオロセリン 9 カナマイシン 9	ヒドラジド スルコフアチン パイオロセリン カナマイシン
病 名	内 科 的 虚 脱 療 法		
	外 科 的 虚 脱 療 法		
病 名	直 達 療 法		
	肺 以 外 の 結 核 の 法		
病 名	手 術 的 結 核 の 法		
	骨 接 合 療 法		
病 名	如 置 そ の 他 の 治 療 法		
	収 容 療 法		
病 名	エ ッ ツ ク ス 総 検 査	単 純 検 査	回 回
	3.5 条 患 者 の 種 類	単 純 検 査	回 回
病 名	エ ッ ツ ク ス 結 核 検 査	単 純 検 査	回 回
	3.5 条 患 者 の 種 類	単 純 検 査	回 回

【備考】  
 1 化学療法の使用医薬品の種類及び使用量については、化学療法の方法が同一方法である場合に限り、あらかじめ承認を得ればその変更ができること。  
 2 エッツクス線検査、処置その他の治療又は収容については承認は無効となるものであること。  
 3 エッツクス線検査、処置その他の治療又は収容については承認は無効となるものであること。

承認医療に對する消費状況

承認医療名数	月																			
	月																			
月																				
月																				
月																				
月																				
月																				
月																				
合計																				
備考																				

注 意 事 項

- 1 公費負担を認められた診療を受けようとするときは、この証を指定医療機関に提示して下さい。
- 2 現に診療を受けている指定医療機関を変更しようとするときは、この旨を発行保健所へ届け出る。
- 3 この証の有効期限が切れたとき、公費負担を認められた診療を受ける必要がなくなつたとき及び所在地を他の都道府県に変更するときは速かにこれを保健所に返して下さい。
- 4 その他不審の点は管轄保健所でおたずね下さい。

00624

昭和36年4月28日 金曜日 農 政 展 公 報 第3219号

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十一号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号（麻の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県米子職業訓練所 米子市東福原一、一四五」  
「鳥取県大阪通勤寮 大阪市東淀川区塚本町一丁目五七」

を  
「鳥取県米子職業訓練所 米子市東福原一、一四五」に改める。

鳥取県告示第二百四十二号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号（麻の指定

について）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岩美農業高等学校」を「岩美高等学校」に、  
「法勝寺農業高等学校」を「法勝寺高等学校」に改める。

鳥取県告示第二百四十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四十条の規定により、鳥取市及び米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十六年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査区域 検査場所

五月二十九日 米子市のうち 錦公園内ほうしよう閣

啓成、明道、就將、義方小学校の校区

三十日 " " " "

三十一日	就將小学校
六月 一日	"
二日	明道小学校
五日	"
六日	"
七日	"
八日	"
十三日	"
十九日	鳥取市 東高等学校
二十日	修立小学校
二十一日	遷喬小学校
二十二日	"
二十三日	醇風小学校
二十四日	中ノ郷小学校
二十六日	日進小学校
二十七日	"
二十八日	富桑小学校
二十九日	美保小学校

三十日	明德小学校
七月 三日	"
四日	鳥取丸魚市場
五日	"
六日	鳥取市公民館賀露分館
七日	"
十三日	遷喬小学校
十四日	"
八月二十八日	面影小学校
二十九日	米里小学校
三十日	倉田小学校
三十一日	美穂小学校
九月 一日	大和小学校
二日	神戸小学校
四日	大正小学校
五日	東郷小学校
六日	豊実小学校
七日	明治小学校

八日 " 松保小学校  
 九日 " 吉岡小学校  
 十一日 " 大郷小学校  
 十二日 " 末恒小学校  
 十三日 " 湖山小学校  
 十四日 " 千代水小学校

備考 計量法第四百二十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十六年五月二十九日から九月十四日までとする。

鳥取県告示第二百四十四号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条の規定により、学校法人の寄附行為を次のように認

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録（ハ）第七三七号	昭三六、四、二二	紙谷組	倉吉市余戸谷町	紙谷 秋好	建築工事
" 第七三八号	"	佐貫建設	八頭郡河原町大字小倉三七一	長谷 盛正	土木工事

可した。

昭和三十六年四月二十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 設立代表 事務所の所在 認可年月日  
 者氏名 地  
 学校法人 早川安江 倉吉市仲之町 昭和三十六年  
 倉吉幼稚園 七四二ノ一 四月一日

鳥取県告示第二百四十五号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。  
 昭和三十六年四月二十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年四月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本 籍 米子市立町四丁目一六三の一七

元住所 米子市立町四丁目一六三の一七

石、田 賀 太 郎

二 聴聞の期日

昭和三十六年五月八日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取県警察本部

" 第七四〇号 "

(有) 井東瓦工場

境港市佐斐神町四一三

井東 安久

建築工事

雑 報

「出張所の位置変更について」

昭和三十六年四月二十八日

鳥取食糧事務所長 戸 谷 幸 男

当所管内出張所の位置を次の通り変更した。

大山出張所

一 移転年月日 昭和三十六年三月二十七日

二 位 置 鳥取県西伯郡大山町国信五四八